子吉川「大規模氾濫時の減災対策協議会」 規約（案）

（名称）
第１条　本会の名称は、子吉川「大規模氾濫時の減災対策協議会」（以下「協議会」）とする。

（目的）
第２条　平成２７年関東・東北豪雨を踏まえ、「水防災意識社会再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその沿川自治体において、水防災意識社会を再構築する取組を行うとしているところ、子吉川においても、堤防の決壊や越水等に伴う大規模な浸水被害に備え、「減災のための目標」を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進する必要がある。このうち、本協議会では、「住民目線のソフト対策」の策定・実施について由利本荘市や秋田県、国等の関係機関が協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）
第３条　協議会は、別表１の職にある者をもって構成する。

（協議会の実施事項）
第４条　協議会において実施する事項は、以下のとおりとする。
１．現状の水害リスク情報や取組状況の共有
２．「減災のための目標」の設定
３．「減災のための目標」を実現するために必要な「取組方針」の作成
４．「取組方針」の実施状況のフォローアップ
５．その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

（会議の公開）
第５条　協議会は報道機関に原則として公開する。ただし、審議内容によっては非公開とすることができる。
２　幹事会は原則非公開とする。

（協議会資料等の公表）
第６条　協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等については非公開とすることができる。
２　協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し公表するものとする。

（幹事会の構成）
第７条　協議会に幹事会を置く。
２　幹事会は、別表２の職にある者をもって構成する。
３　幹事会は協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整等を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

（事務局）
第８条　協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
２　協議会及び幹事会の事務局は、秋田河川国道事務所　調査第一課に置く。

（雑則）
第9条　この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については協議会で定めるものとする。

（附則）
第10条　本規約は、平成28年5月13日から施行する。
平成28年9月2日　一部改定。

別表1

子吉川「大規模氾濫時の減災対策協議会」 委員

委員	由利本荘市長	
	秋田県	総務部　危機管理監
		建設部長
		由利地域振興局長
	気象庁	秋田地方気象台長
	国土交通省	東北地方整備局　秋田河川国道事務所長

別表2

子吉川「大規模氾濫時の減災対策協議会」　幹事会委員

委員	由利本荘市	総務部　危機管理課長
	秋田県	総務部　総合防災課長
		建設部　河川砂防課長
		由利地域振興局　総務企画部　地域企画課長
		由利地域振興局　建設部　工務課長
	気象庁	秋田地方気象台　防災管理官
		秋田地方気象台　観測予報管理官
	国土交通省	東北地方整備局　秋田河川国道事務所　副所長